疾第　１７７５－５　号
平成２１年１２月　７日

社団法人埼玉県薬剤師会
会長　小嶋 富雄　様

埼玉県保健医療部長
（ 公 印 省 略 ）

「新型インフルエンザ治療開始後の注意事項についてのお願い」について（通知）

保健医療行政の推進につきましては､日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記について、厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部より事務連絡がありましたのでお知らせします。
つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、貴会会員への周知について特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

【添付文書】
■「新型インフルエンザ治療開始後の注意事項についてのお願い」について
（平成 21 年 11 月 30 日付け事務連絡：厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部）

※当該事務連絡については、以下ホームページにも掲載されていますので、周知等の際の参考としてください。
○厚生労働省新型インフルエンザ対策関連情報（医療従事者の方々へ）
http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/hourei/2009/12/dl/info1202-01.pdf

担当　疾病対策課 新型インフルエンザ対策担当
電話　０４８（８３０）３５７２
FAX　０４８（８３０）４８０９

事　務　連　絡
平成２１年１１月３０日

各 ⎛都道府県⎞
　 ⎜保健所設置市⎟　衛生主管部（局）　御中
　 ⎝特別区　　⎠

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

「新型インフルエンザ治療開始後の注意事項についてのお願い」について（依頼）

標記のお願いについて、別添のとおりですので、貴管下医療機関への御周知方よろしくお願いします。

なお、医療関係団体に別途協力依頼を行ったので、御了知願います。

平成２１年１１月３０日
厚　生　労　働　省

新型インフルエンザ治療に携わる医療関係者の皆様へ
（治療開始後の注意事項についてのお願い）

○　インフルエンザ罹患時の異常行動及びタミフル服用後の異常行動等について、本年６月１６日の安全対策調査会において、「リン酸オセルタミビル（タミフル）について」がとりまとめられ、

１）インフルエンザ自体に伴い、異常行動が発現する場合があることがより明確になった。

２）タミフルについて現在講じられている措置(注１)は、現在も妥当であり、引き続き医療関係者、患者・家族等に対し注意喚起を図ることが適当である。

３）同時に、他の抗インフルエンザウイルス薬についても、同様に異常行動等に関する注意喚起（注２）を継続することが適当である。

とされています。

また、本年９月から、リン酸オセルタミビル（タミフル）、ザナミビル水和物（リレンザ）、アマンタジン塩酸塩（シンメトレル等）においては、改めて注意喚起の徹底を実施しております。

○　一方、インフルエンザ罹患時の異常行動に関する研究班（岡部班）において、新型インフルエンザが９９％以上を占める現在のインフルエンザの流行状況に合わせ、異常行動の報告が急増しており、これには抗インフルエンザウイルス薬処方を受けた例並びに抗インフルエンザウイルス薬の処方を受けていない例が共に含まれるとともに、転落例も報告されています。

○　また、抗インフルエンザウイルス薬の製薬企業からの副作用報告においても、異常行動の報告が流行に合わせて増加しており、この報告にも転落事例が含まれています。

○　以上のことから、新型インフルエンザの診療に際しても、従来の季節性インフルエンザ同様に、異常行動発現のおそれがあることが異常行動の報告状況からも明らかであるため、以下の点について従来の季節性インフルエンザ同様に御配慮いただきたくお願いいたします。

万が一の事故を防止するための予防的な対応として、特に小児・未成年者については、インフルエンザ（新型インフルエンザを含む）と診断され治療が開始された後は、タミフルの処方の有無を問わず、異常行動発現のおそれがあることから、自宅において療養を行う場合、

①　異常行動の発現のおそれについて説明すること

②　少なくとも２日間、保護者等は小児・未成年者が一人にならないよう配慮すること

が適切であると考えられます。

このため、インフルエンザ治療に携わる医療関係者においては、患者・家族に対し、その旨説明を行っていただきたい。

（注１）平成19年3月20日の緊急安全性情報：

10歳以上の未成年の患者においては、因果関係は不明であるものの、本剤の服用後に異常行動を発現し、転落等の事故に至った例が報告されている。このため、この年代の患者には、合併症、既往歴等からハイリスク患者と判断される場合を除いては、原則として本剤の使用を差し控えること。

また、小児・未成年者については、万が一の事故を防止するための予防的な対応として、本剤による治療が開始された後は、①異常行動の発現のおそれがあること、②自宅において療養を行う場合、少なくとも2日間、保護者等は小児・未成年者が一人にならないよう配慮することについて患者・家族に対し説明を行うこと。

なお、インフルエンザ脳症等によっても、同様の症状が現れるとの報告があるので、上記と同様の説明を行うこと。

（注２）平成１９年１２月２６日のザナミビル水和物及び塩酸アマンタジンに対する服用・使用後の異常行動等に関する使用上の注意の改訂：

因果関係は不明であるものの、本剤の服用後に異常行動等の精神神経症状を発現した例が報告されている。

小児・未成年者については、異常行動による転落等の万が一の事故を防止するための予防的な対応として、本剤による治療が開始された後は、(1)異常行動の発現のおそれがあること、(2)自宅において療養を行う場合、少なくとも２日間、保護者等は小児・未成年者が一人にならないよう配慮することについて患者・家族に対し説明を行うこと。

なお、インフルエンザ脳症等によっても、同様の症状が現れるとの報告があるので、上記と同様の説明を行うこと。」